

## 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正

### する条例

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

「第6章 雑則（第53条）  
目次中「附則」を 附則 に改める。  
附則 」

第2条に次の1項を加える。

- 5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第5条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第12条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第21条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第22条に次の1項を加える。

- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等

の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条に次の1項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第25条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第30条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレ

び電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条に次の1項を加える。

- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第34条第5項第1号ア(イ)中「入居定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加え、同号ア中(オ)を削り、(カ)を(オ)とし、(キ)から(ク)までを(カ)から(ケ)までとする。

第35条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第39条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1項を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第40条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第40条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要か

つ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第42条中「第20条まで」の次に「、第22条の2」を加える。

第44条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第44条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第47条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加するときにあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第48条中「、第30条及び第31条」を「及び第30条から第31条まで」に改める。

第50条第5項第1号ア(イ)中「入居定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加え、同号ア中(ウ)を削り、(カ)を(ウ)とし、(キ)から(ク)までを(カ)から(ケ)までとする。

第52条中「第20条まで」の次に「、第22条の2」を加え、「、第31条」を「から第31条まで」に改める。

本則に次の1章を加える。

## 第6章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特別養護老人ホーム及びその職員は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、

又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 特別養護老人ホーム及びその職員は、この条例の規定による説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第8項から第10項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(虐待の防止に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の第2条第5項（第48条において準用する場合を含む。）、第30条の2（第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第3項（第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、改正後の第21条（第48条において準用する場合を含む。）及び第39条（第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。  
(認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第22条第3項（第48条において準用

する場合を含む。)及び第40条第4項(第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第22条の2(第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第22条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第25条第2項第3号(第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、特別養護老人ホームは、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)

- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の第30条第1項(第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第4号までに掲げる措置を講ずるとともに、第5号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に関する経過措置)

- 7 当分の間、改正後の第34条第5項第1号ア(イ)又は第50条第5項第1号ア(イ)の規定により入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第1項第4号ア及び第40条第2項(改正後の第52条において準用する場合を含む。)の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及

び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、改正前の条例第34条第5項第1号ア(オ)又は第50条第5項第1号ア(オ)に規定する要件を満たしているものに係る設備の基準については、改正後の第34条第5項第1号ア又は第50条第5項第1号アの規定にかかわらず、なお従前の例による。